

技術提案書作成にあたっての注意点（工事）

2023. 04. 13

04. 24

12. 08

（下記の点が不備の場合、評価の対象とはなりませんのでご注意ください）

- 提出書類は原則として白黒でお願いします。
提出いただいた技術提案書は白黒でコピーし審査資料とするため、カラー（特に黄色）の場合「空白」となる場合があります、「未記入」として処理されることがあります。
- 技術提案書に係る添付書類を「省略」とした場合、申請書類の確認は行わず過去（当初入札案件）に提出のあった書類により評価を実施することとなります。
- 過去（当初入札案件）に提出した申請書類に添付漏れや誤記等の不備があった場合、その不備のあった書類により評価を実施することとなり、加点の対象とはなりません。申請時に「省略」を選択する際は、過去（当初入札案件）に提出した書類を十分確認するなど、慎重かつ丁寧な対応をお願いします。
また、省略することとし記載した当初入札件名等が誤っている場合も、審査（加点）対象とはなりませんのでご注意ください。
- 各様式で「有・無」の選択式の場合、「無」が選択されているときは、添付書類の有無（添付書類の確認はしません）に関わらず評価の対象とはなりません。
- 賃上げ表明について、「事業年度」か「暦年」を明確に記載するとともに、期間を確認するため括弧書きで期間を記載してください。
また、「従業員代表」「給与又は経理担当者」は押印が必要です。
なお、中小企業の場合は「法人税申告書別表1」（別紙参照）を添付してください。
1月1日～12月31日の場合、「事業年度」か「暦年」により表明する年度が違います
例 令和5年6月契約の場合
 暦年での表明 ：令和5年1月1日～令和5年12月31日まで
 事業年度での表明：令和6年1月1日～令和6年12月31日まで
- 添付書類の評価対象期間の基準日は「入札公告の日」ですが、「賃上げ表明」の基準日は「契約日」ですので注意して下さい。
- 災害協定等の実績については、協定書（覚書等を含む）写しの添付が必要です。なお、協定者等が所属団体等となっている場合は、その団体の構成員であることが確認出来る書類が必要

です。(関東森林管理局との協定であっても必要です。)

- 「ホームページ写し」「就業規則」等を提出する場合は、何の添付書類か確認できる「表題」部分が必要です。

また、「該当箇所にアンダーライン」など明確となるよう表示をお願いします。

- 「新聞記事」を添付する場合は、新聞社名、掲載日を明記してください。また、適宜拡大するなど明瞭に確認できるようにしてください。特に、白黒印刷で明確に判読できるかご確認をお願いします。

- ワークライフバランスにおいて「一般事業主行動計画策定」は、次世代育成支援対策法に基づくものは対象とはなりません。

- 「過去○年」「過去○年度間」で対象期間が違います。該当する年度を良く確認してください。

- 継続教育 (CPD) の取り組みを証明する書類については、発行機関の名称が記載されているものがが必要です。発行機関名が確認できないものは加点対象とはなりません。

中小企業の確認資料 ※中小企業の場合は下記の様式を添付してください

(参考) 法人税申告書別表1

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44

中小企業等については、**表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」(左表参照)の提出を必要とし、中小企業等の該当を確認する。**

注:「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

以下のいずれかに該当していれば中小企業等になる

- ①に○があり、かつ③に○がないこと
- ②に○があること

法人区分	特別同族会社 同族会社 非同族会社
事業種目	円
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円
同表が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	非同族会社
同非区分	同族会社